

合併協議内容一覽

小林市 高原町 野尻町

目 次

第 1 号	合併の方式	3
第 2 号	合併の期日	3
第 3 号	新市の名称	3
第 4 号	新市の事務所の位置	3
第 5 号	財産及び債務の取扱い	3
第 6 号	議会議員の定数及び任期の取扱い	4
第 7 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	4
第 8 号	地方税の取扱い	5
第 9 号	一般職の職員の身分の取扱い	6
第 10 号	新市基本計画	6
第 11 号	地域自治区等の取扱い	6
第 12 号	特別職の職員の身分の取扱い	7
第 13 号	条例、規則等の取扱い	8
第 14 号	事務組織及び機構の取扱い	8
第 15 号	一部事務組合等の取扱い	8
第 16 号	使用料、手数料等の取扱い	9
第 17 号	公共的団体等の取扱い	9
第 18 号	補助金、交付金等の取扱い	10
第 19 号	自治会・行政連絡機構の取扱い	10
第 20 号	町名・字名の取扱い	11
第 21 号	慣行の取扱い	11
第 22 号	国民健康保険事業の取扱い	12
第 23 号	介護保険事業の取扱い	13

第24号	消防団の取扱い	13
第25号	各種事務事業の取扱い	14
(1)	総務関係	14
(2)	電算システム関係	14
(3)	広報広聴関係	15
(4)	防災関係	15
(5)	高齢者福祉関係	15
(6)	障害者福祉関係	17
(7)	児童福祉関係	17
(8)	その他の社会福祉関係	18
(9)	保健・医療関係	18
(10)	生活環境関係	19
(11)	農林水産関係	20
(12)	商工・観光関係	21
(13)	建設関係	23
(14)	下水道関係	23
(15)	水道関係	24
(16)	学校教育関係	25
(17)	社会教育関係	25
(18)	その他関係	25
【別紙】		
別紙1	(第11号関係) 地域自治区等の設置に関する協議書	28
別紙2	(第14号関係) 新市における事務組織及び機構の整備方針	33
別紙3	(第20号関係) 町名・字名一覧表	34

協 定 項 目

第1号 合併の方式

西諸県郡高原町、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。

第2号 合併の期日

合併の期日は、平成22年3月23日（火）とする。

第3号 新市の名称

新市の名称は、「小林市」とする。

第4号 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の小林市役所（小林市大字細野300番地）とする。

編入された現在の高原町役場、野尻町役場の位置に総合支所を置き、それぞれ高原庁舎、野尻庁舎と呼称する。

現在の紙屋支所については、出張所とする。

第5号 財産及び債務の取扱い

1. 財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
2. 共通する基金は、整理・統合を図るものとする。

第6号 議会議員の定数及び任期の取扱い

1. 議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。
なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。
2. 合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。
3. 議場、委員会室等については、合併までに調整する。
4. 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。
5. 政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。

第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。
2. 高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、高原町区域8人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。
4. 農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

第8号 地方税の取扱い

1. 個人市町村民税

納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。

2. 法人市町村民税

納税義務者、税率（均等割）、申告期限、納期については、現行のまま新市に引き継ぐ。法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。

3. 固定資産税

納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、各市町相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。

4. 都市計画税

課税に相違が生じているため、小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。

5. たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。

6. 青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。
7. 地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。

第9号 一般職の職員の身分の取扱い

1. 高原町及び野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までには小林市の定数条例を見直す。
2. 給料表については、合併時に小林市の給料表に統一（ただし、医療職給料表を除く。）し、高原町及び野尻町の職員の給料については、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。

第10号 新市基本計画

新市基本計画は、別添「新市基本計画」に定めるとおりとする。

第11号 地域自治区等の取扱い

1. 地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。
また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、

別紙1の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。

2. 新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区程度単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。

第12号 特別職の職員の身分の取扱い

1. 高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。
2. 非常勤特別職の報酬額について
 - (1) 同種の附属機関等の委員について
小林市の金額を基本とする。
 - (2) 各市町における独自の附属機関等の委員について
それぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。
 - (3) 学校医、学校歯科医等について
医師会等との調整により決定する。
3. 非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。
4. 特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。
5. 特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会（農業委員会を除く。）については、次のとおりとする。
 - (1) 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、高原町、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。
 - (2) 報酬等については、小林市の制度等を適用する。

第13号 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。

第14号 事務組織及び機構の取扱い

1. 新市における組織及び機構の整備方針は別紙2のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。
2. 附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
3. 行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。

第15号 一部事務組合等の取扱い

1. 西諸広域行政事務組合については、小林市（新市）及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。
2. 小林野尻高原衛生事業事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。
3. 霧島美化センター事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。

4. 宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。
5. 宮崎県後期高齢者医療広域連合については、高原町、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。
6. 高原町及び野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。

第16号 使用料、手数料等の取扱い

1. 同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。
2. 独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。

第17号 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。

1. 共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
3. 上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検

討が進められるよう調整に努めるものとする。

4. 上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。

第18号 補助金、交付金等の取扱い

1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

第19号 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。

1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。
2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。
3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。
4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。

第20号 町名・字名の取扱い

1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。
2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付し、別紙3のとおりとする。
3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。

第21号 慣行の取扱い

1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。
2. 市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。
3. 市章については、小林市のとおりとする。
4. 市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。
5. 市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。

第22号 国民健康保険事業の取扱い

1. 保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
2. 一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
3. 出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。
4. 葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。
5. 温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。
6. あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度等に統一する。
7. 人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。
8. 保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。
9. 国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。
10. 国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。

第23号 介護保険事業の取扱い

1. 介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一するように調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
2. 介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。
3. 介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。
4. 地域支援事業については、同種の事業については3年を目処に統合するよう調整することとし、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。
5. 地域包括支援センターの運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。
6. 地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。
7. 在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ（総合相談窓口）として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。

第24号 消防団の取扱い

1. 条例等は、小林市の条例等を適用する。
2. 消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。
3. 消防団員は、新市に引き継ぐ。
4. 消防団員の定員については、現行のまま新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。
5. 車両等については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、

計画する。

6. 報酬等については、小林市の制度等に統一する。
7. 退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置（退職慰労金）を適用する。
8. 消防団の出動要請方法については、高原町、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。

第25号 各種事務事業の取扱い

(1) 総務関係

1. 情報公開について

(1) 情報公開

情報公開条例については、小林市の条例を適用する。

(2) 個人情報保護

個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。

2. 表彰制度について

表彰制度については、小林市の制度等に統一する。名誉（榮譽）町民については現行のまま引き継ぐ。

(2) 電算システム関係

電算システム関係については、住民サービスの低下を招くことのないよう、合併時の安定稼動をめざし、次の基本方針により統合を図る。

1. 住民サービスの低下を招かぬよう、合併時からの安定稼動を最優先とし、統合経

費は必要最低限に抑える。

2. 住民サービスの向上や行政の効率化につながるように配慮する。
3. 個人情報や電算システムで取り扱うデータについては、最大限の注意を払うものとする。

(3) 広報広聴関係

広報関係について

1. 広報紙

広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。

2. 市勢・町勢要覧、便利帳

市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。

(4) 防災関係

1. 防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。
2. 地域防災計画は、高原町・野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。

(5) 高齢者福祉関係

1. 施設整備補助金交付制度

施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。

2. 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 配食サービス

対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。

4. 外出支援サービス

地域の実情を踏まえ、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

5. 緊急通報システム事業

委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。

6. シルバー人材センター

各シルバー人材センター間で協議のうえ、小林市の制度等に統一する方向で調整する。

7. 寝たきり老人等介護見舞金

小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。

8. 福祉タクシー

小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。

9. 敬老祝金

敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。

10. 敬老関係事業

敬老関係事業、米寿・喜寿の祝及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調

整する。

(6) 障がい者福祉関係

1. 障害者福祉計画

計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。

2. 障害福祉計画

平成20年度の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

3. 重度心身障害児年金

小林市の制度等に統一する。

4. 重度心身障害者医療費助成

合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市のみの単独助成事業分については、現行補助率の2分の1とする方向で調整する。

(7) 児童福祉関係

1. 保育所の整備状況

保育の実施基準は、現行のまま新市に引き継ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営形態については民間委託等を含めて検討し、随時調整する。

2. 保育所入所負担金

保育料については、合併後、段階的に調整し、平成24年度に小林市の制度等に統一する。ただし、合併年度は合併前の市町の例による。

3. 保育料収納事務委託

保育料の納付方法を小林市の方法に統合するため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃止する。

4. 出産祝金

小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は経過措置として平成24年度まで継続する。

(8) その他の社会福祉関係

1. 福祉事務所の組織・機構

新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務所に統合するが、窓口サービスの低下を招くことのないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓口を設置する。

2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員推薦会については委員等の調整を図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中において、そのまま新市に引き継ぐ。

3. 平和祈念（追悼式典の実施等）

現行のまま新市に引き継ぎ、地域別の開催を継続するが、将来的には合同で追悼式を開催するよう調整し、同時に補助金等についても統一するよう調整する。

(9) 保健・医療関係

【保健、健康づくり】

1. 保健センター

保健センターについては、健康増進・保健予防のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点とする。センターの機能を効率的に活用しながら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整する。

2. 母子保健

乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導については、健診の委託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行のまま実施することとし、合併後3年を目処に統合

するよう調整する。

3. 成人健康診査

成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診）については、集団検診における個人負担金は、現在調整を行っており、平成21年度に統一される。委託先を含む検診の差異については、統一する方向で合併時まで調整する。

4. 人間ドック助成事業

人間ドック助成事業については、基本健康診査から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から保険者へ変更になっているため、保健事業では実施しない方向で調整する。

【医療】

未調整・確認

(10) 生活環境関係

1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数（直営・委託）は、現行のまま、新市に引き継ぐ。
2. ごみの処理量（処理先）については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。
3. 中間処理施設（焼却・破砕）、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。
4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。

(1 1) 農林水産関係

1. 農業関係について

農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

2. 畜産関係について

(1) 畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）

畜産振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。

(2) 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）

畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。

(3) 畜産振興対策事業（貸付・基金）

畜産振興対策事業（貸付・基金）については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。

(4) 第三セクター（株式会社のじりアグリサービス）

第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 耕地関係について

(1) 土地改良事業（制度事業）

制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

(2) 土地改良事業（単独助成事業）

単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のは場整備事業及び暗渠

排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

(3) 土地改良事業（分担金率）

分担金率については、小林市の制度等に統一する。

(4) 土地改良事業（団体補助）

平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

(12) 商工・観光関係

1. 商工業振興事業について

(1) 企業誘致事業

税の課税免除等の特例については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。また、補助金については、別途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱を制定する。なお、各市町における合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。

(2) 宮崎フリーウェイ工業団地

- ① 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。
- ② 立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制

度等を制定する。

2. 商工業関係団体について

(1) 商工団体

現行のまま新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。

(2) 第三セクター（有限会社のじり農産加工センター）

第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。

(3) 祭り・イベント

祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。

3. 観光振興事業について

(1) 祭り・イベント

祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。

(2) 観光施設整備事業

観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

4. 観光関係団体について

(1) 観光協会

観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整

の支援を行う。

(2) 第三セクター（株式会社北きりしまリゾート牧場・ハーメックのじり株式会社）

第三セクターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。

(3) 「日本で最も美しい村」連合

新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。

(1 3) 建設関係

道路・橋梁関係について

【道路維持】

当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

(1 4) 下水道関係

1. 公共下水道事業について

(1) 下水道使用料

下水道使用料については、小林市の料金を基本として合併後3年を目処に調整する。

(2) 受益者負担金

受益者負担金については、野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

2. 農業集落排水事業について

(1) 使用料

使用料については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合する

よう調整する。

(2) 分担金

分担金については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

(15) 水道関係

1. 上水道事業について

(1) 水道料金の算定方法

水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。

(2) 水道加入金

水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

2. 簡易水道事業について

(1) 水道料金の算定方法

水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。

(2) 水道加入金

水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

(16) 学校教育関係

1. 小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。

小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、高原町・野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。

2. 奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。

また、高原町の基金は、現行のまま新市に引き継ぐ。

教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。

(17) 社会教育関係

成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。

(18) その他関係

【市町の計画、運輸・通信】

1. 市町の計画について

総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、高原町、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。

2. 運輸・通信について

コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。

【企画】

ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。

【住民】

【住民窓口（支所・出張所等での取扱い）】

高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。

西小林出張所及び紙屋支所（出張所）の窓口業務は、現行のまま新市に引き継ぐ。

【選挙】

1. 投票所については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2. 投票所の閉鎖時刻について

（1）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により行われる増員選挙

有権者の投票行動等を十分検証する必要があるため、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。

（2）合併後、最初に行われる一般選挙

有権者の投票行動等を十分検証する必要があるため、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。

3. 期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。

4. 開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。

（1）公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙

高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。

(2) 合併後、最初に行われる一般選挙

1 開票所に集約し、一括して開票事務を行う。

5. 開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるので合併までに調整する。

6. 選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。

【交通安全】

交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。

地域自治区の設置に関する協議書

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

(地域自治区の設置)

第1条 合併新法第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置する。

(地域自治区の名称)

第2条 地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とする。

(地域自治区の設置期間)

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、合併新法第23条第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討する。

(地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域)

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位置	名称	所管区域
小林市高原町西麓 8 9 9 番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域
小林市野尻町東麓 1 1 8 3 番地 2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

(地域自治区の事務所の所掌事務)

第 5 条 地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合支所の事務に関する事。
- (2) 第 8 条に規定する地域協議会の庶務及び運営に関する事。

(地域自治区の区長)

第 6 条 地域自治区の事務所に地方自治法第 2 0 2 条の 4 第 3 項に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法第 2 4 条第 1 項の規定により、合併の日から 2 年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長（以下「区長」という。）を置く。

- 2 区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。
- 3 区長の任期は 2 年とする。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、区長が次の各号のいずれかに該当するときは、罷免することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。
- 5 区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、小林市特別職報酬等審議会に諮り、市長が別に定めるものとする。

(地域自治区の区長の権限)

第7条 区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、又は意見を具申する。

2 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市（以下「市」という。）の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 地域協議会の委員(以下「委員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(地域協議会の権限)

第10条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を具申することができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強

化（協働）に関する事項

2 市長は、次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項
- (2) 基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 予算編成に関する重要事項
- (5) 公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（地域協議会の委員の任期等）

第11条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償する。

（地域協議会の会長及び副会長）

第12条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

6 会長及び副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づき、市長が解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他その職たるに適しない非行があると認めるとき。

(地域協議会の会議)

第13条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(その他)

第14条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会の意見を聴き、市長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

【別紙2】(第14号関係) 新市における事務組織及び機構の整備方針

[整備方針]

i) 基本方針

- ① 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織機構とする。
- ② 住民にわかりやすく、利用しやすい組織機構とする。
- ③ 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構とする。
- ④ 新市基本計画を円滑に遂行できる機能を有する組織機構とする。

ii) 合併時の機能(地域自治区等設置検討小委員会で確認された事項)

- ① 新市の行政機能については、「管理機能」(総務・企画・財政・人事等)、「分野別機能」(保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ)、「窓口機能」の3つの機能に大別する。

なお、本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合する。また、「分野別機能」における各部署の政策立案(統括)部門についても、原則として小林市の組織に統合する。

- ② 総合支所には、「地域振興部門」、「住民生活部門」、「地域整備部門」において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置することとする。
- ③ 行政委員会については、統合し、各関係法令に基づき整備するものとする。ただし、教育委員会、農業委員会については、窓口・相談業務を確保するため、総合支所にも分室を設置するものとする。
- ④ 紙屋支所については、出張所として、現行のまま新市に引き継ぐ。

【別紙3】(第20号関係) 町名・字名一覧表

区分	現在の表示	新市の表示
小林市	[小林地区]	[小林地区]
	小林市大字細野〇〇番地	小林市細野〇〇番地
	小林市大字堤〇〇番地	小林市堤〇〇番地
	小林市大字水流迫〇〇番地	小林市水流迫〇〇番地
	小林市大字真方〇〇番地	小林市真方〇〇番地
	小林市大字東方〇〇番地	小林市東方〇〇番地
	小林市大字北西方〇〇番地	小林市北西方〇〇番地
	小林市大字南西方〇〇番地	小林市南西方〇〇番地
	小林市本町〇〇番地	小林市本町〇〇番地
	[須木地区]	[須木地区]
	小林市須木大字下田〇〇番地	小林市須木下田〇〇番地
	小林市須木大字中原〇〇番地	小林市須木中原〇〇番地
	小林市須木大字内山〇〇番地	小林市須木内山〇〇番地
	小林市須木大字奈佐木〇〇番地	小林市須木奈佐木〇〇番地
	小林市須木大字鳥田町〇〇番地	小林市須木鳥田町〇〇番地
高原町	西諸県郡高原町大字西麓〇〇番地	小林市高原町西麓〇〇番地
	西諸県郡高原町大字蒲牟田〇〇番地	小林市高原町蒲牟田〇〇番地
	西諸県郡高原町大字広原〇〇番地	小林市高原町広原〇〇番地
	西諸県郡高原町大字後川内〇〇番地	小林市高原町後川内〇〇番地
野尻町	西諸県郡野尻町大字紙屋〇〇番地	小林市野尻町紙屋〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山〇〇番地	小林市野尻町三ヶ野山〇〇番地
	西諸県郡野尻町大字東麓〇〇番地	小林市野尻町東麓〇〇番地

調 印 書

小林市、高原町、野尻町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく小林市・高原町・野尻町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が相整い、3市町長が確認をしたので、ここに調印する。

平成20年 月 日

小林市長

高原町長

野尻町長

特別立会人

宮 崎 県 知 事

立 会 人

小林市議会議長

高原町議会議長

野尻町議会議長